

令和3年（行ウ）第1号 処分取消等請求事件

相手方直送済

原告 神貢一、槌谷和幸

被告 寿都町

原告ら準備書面（2）

2021年12月7日

函館地方裁判所民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 谷 次 郎

本書面では、被告の準備書面2に対して、必要な範囲で反論する。略語等は従前の例による。

第1 制定経緯を踏まえた情報公開条例と「知る権利」との関係について

1 情報公開条例の実施機関を「議決機関」としての議会に限定しようとする被告解釈の誤り

（1）被告は、「箕面市情報公開条例の解釈と運用」の記載で「議決機関である議会」との書きぶりであることから、実施機関としての範囲に限定が付されているかのような主張をして、その解釈を被告の情報公開条例にまで広げようとしている。

「箕面市情報公開条例の解釈と運用」には、確かに、実施機関の説明として「議決機関である議会」との記載がある（甲26）。しかし、原告ら代理人において大阪府箕面市総務部総務課、議会事務局に問い合わせたところ、被

告主張のように実施機関としての議会の範囲に限定を付する趣旨ではないとのことであり、被告議会の全員協議会と同様に地自法100条12項を根拠に設けられている、箕面市議会の「協議等の場」についても、情報公開請求でその議事内容の文書が確認できる（原告ら代理人において、「協議の場」の一つである「広報委員会」について、条例の実施機関を箕面市議会とした上で、議事内容の記録を公開請求したところ、認められた（甲27の1、27の2。なお、箕面市における「協議の場」のうち、「箕面市の公立幼稚園及び公立保育所の運営のあり方に関する検討会議」は、議事録がネットで公開されているのに加えて、ほとんどの会議について録画が動画配信サイトのユーザーズにて公開されている））。

(2) 被告は、情報公開条例制定時の議論において、条例制定当時の被告議会の全員協議会が、自律的協議会に過ぎず実施機関性を認めるだけの会議体とは言えなかったなどと主張する。この主張は、被告において、議会とは別に、全員協議会という機関があり、この機関はそもそも情報公開条例にいう実施機関に含まれないのだ、というものである。しかし、全員協議会は、被告議会における内部的機関の一つというべきであり、被告議会と別個の機関として存在しているわけではなく、情報公開条例における実施機関として議会と別異に考えることは出来ない。情報公開条例制定時の議会議事録でも、総務課長は「実施機関と致しましてその対象を、町長、教育委員会を初め、各執行機関と議会を定めております。」と説明しているのであり（甲18の2・No. 29）、議会について「議決機関」と限定を付している訳ではない。また、今回被告から証拠として提出された令和2年10月5日の全員協議会の要点記録（乙11）でも、事務局長は「全員協議会の議事録であれば、実施機関は当然議会になりますので、町側ではなくて請求先は議長宛の開示請求ということになります」と説明している（乙11・9枚目）。

情報公開条例上の実施機関である議会の範囲に全員協議会が含まれないか

のような解釈は、情報公開条例の解釈としてもおよそ成り立たないことは明らかである。

2 明文規定がなければ「条理に基づく解釈」による非開示が認められる余地はないこと

(1) 情報公開条例8条(2)項は、「法令等の規定により開示することができないと明文で規定され、又は当該法令等の解釈上その旨が明らかである情報」を例外非開示としている。

同項前段の法令「等」に、実施機関の自律的な判断が入るという解釈をしたとしても、前段の適用にあたっては明文の規定がなければならない。しかるに、被告議会において、全員協議会の議事録の非開示について、申し合わせの存否はとりあえず措いたとしても、それが「明文」の規定にはなっていないことは明らかであり、同項前段によって例外的な非開示が認められる余地はない。

(2) また、同項後段の「当該法令等の解釈上その旨が明らか」という点にも該当しない。被告は、地自法上全員協議会に会議公開原則が適用されないとしているが、そのことから、議事録の非公開がア priori に決まるわけではないし、議事録について非公開にすべきことが地自法上、あるいは「条理」上明らかであるというのであれば、そもそも、公開自体が許されないことになるのであり、自律的判断で公開したり公開しなかったりという扱いはできないことになるはずである。

被告の主張は当を得ないものと言わざるを得ない。

3 被告議会において全員協議会が現実的に果たしている機能に照らしても、議事録について非開示とするのは不当であること

今回、令和元年12月10日、令和2年9月30日、同年10月5日の全員協議会の要点記録の一部が証拠として提出された(乙9～11)。

そこでは、被告議会の全員協議会が現実的に果たしている機能について、興味

深い話が出ていることを指摘しなければならない。

乙11によると、令和2年10月5日の全員協議会で、沢村國昭議員は以下のように発言している（3枚目）。

「最初の話、これからの議事録の要点記録にするか今までどおりにするかってやつは、今までどおりの方がいいと思う。なぜかというとな全員協議会で議論した経過を本会議ではほとんど質問しないでしょ。本当は本会議でいっぱい質問すれば今の言ったような要点でもいいんだけど、どういう形で整理されていくかっていうのは、やはり全員協議会で多くを議論して、ある程度意識合わせをして本会議で。大きな課題でなければしゃんしゃんで終わる本会議であると思う。そういう意味では、全員協議会での議論というのは大事だなというふうにする。後々の課題の決まり方なんかも調べたり、どういう議論がってなったときには、今のよう議事録の作り方の方がいいと思うんです。」

この沢村議員の指摘は、被告議会においては多くの場合、実質的な議論は本会議では行われずに、非公開の場である全員協議会で行われているということを図らずも示しており、このことは、原告ら寿都町民から見ても常々感じているところである。

町の主張するように、被告議会の全員協議会について議会の自律的判断で議事録についても非公開という「条理」に従った判断が出来るということになってしまうと、地自法が定める議会本会議の公開原則が形骸化してしまい、町政が密室で決められてしまうという弊害が発生することになる。被告議会において全員協議会が現実的に果たしている機能に照らしても、議事録について一律に非開示とするのは不当である。

第2 ニセコ町の情報公開制度について

- 1 被告は、原告がニセコ町情報公開条例の手引き（甲24）に基づいていわゆる

法令秘情報の解釈について主張したのに対して、被告は、ニセコ町の情報公開条例の解釈基準に、全員協議会のような自律的組織体がないのは、情報公開の対象となることを想定していないからであると反論した。しかし、この被告反論は端的に誤りである。

2 ニセコ町では、情報公開制度と公文書管理制度が一体のものとして運用されている。そして、ニセコ町では、ニセコ町情報公開条例（甲28）に加え、ニセコ町文書管理条例（甲29）があり、町が保有する情報（町政情報）については、同条例に基づき、何人も公開を要求し、取得する権利を有している（6条）。

また、ニセコ町は、被告も参加する北海道電子自治体共同運営協議会のオープンデータポータルにて文書目録を公開しており（甲30の1、30の2）、ニセコ町議会の議員協議会（ニセコ町議会では、2021年度から全員協議会が設けられ、それまでは議員協議会と呼んでいた。ニセコ町議会会議規則（甲31）、ニセコ町議会事務局規程（甲32）参照）の情報についても、文書目録に掲載されている（甲30の3（甲30の2の一部印刷物））。よって、全員協議会（議員協議会）の情報も、情報公開の対象となることが想定されているし、原告ら代理人において情報開示請求を行ったところ、問題なく開示された（甲33の1、33の2）。

ニセコ町は、情報公開・公文書管理について極めて先進的、かつ、情報公開に積極的な制度を導入している。被告もニセコ町と同様に北海道電子自治体共同運営協議会に参加しているが、情報公開に関する取り組みはニセコ町と比べるとずいぶん遅れている。被告におかれても、ニセコ町など先進的な自治体の制度を大いに模範としていただきたいと原告らは考えている。

第3 「申し合わせ」が存在しないことについて

1 今回、被告から、令和元年12月10日、令和2年9月30日、同年10月5

日の全員協議会の要点記録の一部が証拠として提出された（乙9～11）。その内容を通覧すると、甲25における沢村國昭議員の説明内容と基本的には一致している。

加えて、原告としては、要点記録中の次の記述を指摘する。

「私はその事件について、やはり開示してはいけないというふうに思っていましたけど、全体について開示してはいけないということではない。個人的なことについては開示するべきじゃないというそういう考えで開示してはいけないと思っていましたけど。全員協議会そのものについては、開示が基本と思っていました。」（乙11・8枚目の越前谷議員発言）

「きちっと決めてないんだわ。だから今回は皆さんと申し合わせて決めましょう。曖昧なんだ。きちっと決めてこれからやっていきましょうと。決めたことはこれから進めた方がいいんじゃないですか。」（乙11・10枚目の副議長発言）

「前回の会議のときには、今日の5時に集まって議事録を確認した上でやりましょうと。いうことだったけれども確認したけど曖昧だった。」（乙11・10枚目の木村親志議員発言）

「・・・そこは傍聴のみならず会議録も出したらまずいよねって認識があった人もいるし、越前谷議員みたくそうでないと思う人もいるんで。」（乙11・11枚目の小西議長発言）

- 2 以上のような要点記録の記載内容を踏まえても、原告らが準備書面（1）で主張したとおり、寿都町議会全員協議会において、議事録について一般に非開示とする「申し合わせ」は存在しておらず、その実態としては、原告神による本件第1請求について、最終的に小西議長が開示しないことに決めた、ということに止まるのであり、「申し合わせ」の存在を前提として原告らが開示を求める本件各公文書を非開示とすることはそもそも前提を欠いており、本件各公文書は原則通り開示されなければならない。

以上